

議案第 15 号

君津市立公園（亀山湖畔公園）の指定管理者の指定について

君津市立公園（亀山湖畔公園）の指定管理者に下記の者を指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 施設の名称 亀山湖畔公園
- 2 施設の位置 君津市草川原 8 6 6 番
亀山湖畔公園は、亀山湖畔に点在する広場及び施設から成る。
- 3 指定管理者 千葉県君津市川俣旧川俣 8 番地
亀山湖畔公園管理委員会
委員長 座間一郎
- 4 指定期間 平成 29 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

平成 28 年 11 月 29 日提出

君津市長 鈴木 洋 邦

君津市立公園（亀山湖畔公園）の指定管理者となる団体の概要

- 1 名 称 亀山湖畔公園管理委員会
- 2 代 表 者 委員長 座間一郎
- 3 所 在 地 千葉県君津市川俣旧川俣 8 番地
- 4 設 立 日 平成 2 2 年 8 月 2 4 日
- 5 目 的 等 亀山地区内における観光事業の発展と利用者の利便性を図るとともに、
地区内にある君津市立公園 9 地区の亀山湖畔公園（内 2 地区のキャンプ施設）の維持管理と 8 地区のトイレの浄化槽維持管理（委託）等を亀山地区住民の就業機会の確保を図りながら、効果的に事業を進めることを目的とする。
- 6 構 成 員 委員 1 6 人